

ESP コード非適用船の分割検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

ESP コード非適用船の分割検査に関する事項

改正理由

ESP コードでは、建造後 10 年を超えるばら積貨物船及び油タンカーの中間検査は、2 回目の年次検査の時期から開始し、3 回目の年次検査の時期に完了すること（すなわち、分割検査）ができる旨規定されている。

ESP コード適用船と同様、ESP コード非適用船にあっても船舶の大型化等の理由により、中間検査の全ての検査項目を限られた期間で実施することが困難である場合があるため、IMO は、2016 年 11 月に開催された第 97 回海上安全委員会（MSC97）において、ESP コード非適用船の検査時期を ESP コード適用船に対応したものとすよう SOLAS 条約第 XI-1 章第 2-1 規則を新たに規定する SOLAS 条約の改正を決議 MSC.409(97)として採択した。

今般、決議 MSC.409(97)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

建造後 10 年を超える貨物船にあつては、船種によらず中間検査を分割して実施することができるよう改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 1.1.3, 1.1.6